（注記の方法）

第三十六条　予定キャッシュ・フロー計算書等、予定損益計算書等又は予定貸借対照表等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第三十七条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のために採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　資産の評価基準及び評価方法（第八条第三項第二号の規定に基づく固定資産の評価に係る評価基準及び評価方法を除く。）

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上方法

四　収益及び費用の計上基準

五　その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

2　次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）は、重要な会計方針に関する注記とする。

一　会計処理の基準又は手続を変更したとき　当該変更をした旨、当該変更の理由及び当該変更が会計に関する書類に与えている影響の内容

二　表示方法を変更したとき　当該変更の内容

（予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記）

第三十八条　予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記は、重要な非資金取引（資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。）の内容とする。

（予定貸借対照表等に関する注記）

第三十九条　予定貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

イ　資産が担保に供されていること

ロ　資産の内容及びその金額

ハ　担保に係る債務の金額

二　企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計又は他の特別会計において負担することを定めている場合には、その内容及び金額

三　保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（予定貸借対照表等の負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

（セグメント情報に関する注記）

第四十条　セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位（以下この条において「報告セグメント」という。）に関する事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　報告セグメントの概要

二　報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2　報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程で定めるものとする。

（減損損失に関する注記）

第四十一条　減損損失に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　減損の兆候が認められた固定資産又は固定資産グループ（複数の固定資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであつて最小のものをいう。以下この条において同じ。）（減損損失を認識したものを除く。）がある場合における当該固定資産又は固定資産グループがある場合には、当該固定資産グループに係る固定資産をグループ化した方法

ロ　当該固定資産又は固定資産グループの用途、種類、場所その他当該固定資産又は固定資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項の概要

ハ　認められた減損の兆候の概要

ニ　減損損失を認識するに至らなかつた理由

二　減損損失を認識した固定資産又は固定資産グループがある場合における当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　減損損失を認識するに至つた経緯

ハ　減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

ニ　回収可能価額（固定資産又は固定資産グループの正味売却価額（固定資産又は固定資産グループの時価から処分費用見込額を控除した金額をいう。）又は使用価値（固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によつて生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。）のいずれか高い額をいう。）が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

（リース契約により使用する固定資産に関する注記）

第四十二条　リース契約により使用する固定資産に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である地方公営企業が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合における当該ファイナンス・リース取引に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

二　オペレーティング・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものを除く。）に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

（重要な後発事象に関する注記）

第四十三条　重要な後発事象に関する注記は、当該事業年度の末日の翌日以後において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象に関する事項とする。

（その他の注記）

第四十四条　その他の注記は、第三十七条から前条までに掲げるもののほか、予定キャッシュ・フロー計算書等、予定貸借対照表等又は予定損益計算書等により地方公営企業の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況を正確に判断するために必要な事項とする。

第十章　予算等の様式

（予算の様式）

第四十五条　令第十七条第三項に規定する同条第一項の予算の様式は、別記第一号様式に準ずるものとする。

（予算の実施計画等の様式）

第四十六条　令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一　予算の実施計画　別記第二号様式

二　給与費明細書　別記第三号様式

三　継続費に関する調書　別記第四号様式

四　債務負担行為に関する調書　別記第五号様式

2　令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第二号の予定キャッシュ・フロー計算書の様式は、第四十九条の規定によるキャッシュ・フロー計算書の様式に準ずるものとする。

3　令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第六号の予定貸借対照表及び予定損益計算書の様式は、それぞれ第四十八条の規定による貸借対照表及び損益計算書の様式に準ずるものとする。